

## 千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を予防するために、高齢者施設等の新規入所者が受検するPCR検査等に要する費用の一部について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 行政検査 行政機関の必要により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第4号）第15条に基づいて行う検査をいう。
- (3) PCR検査等 新型コロナウイルスが体内に存しているか調べるために行うPCR検査及び抗原定量検査のうち、行政検査として行うもの以外のものをいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の表に掲げる市内に所在する施設の運営者とする。

区分	対象施設
高齢福祉関係	特別養護老人ホーム（地域密着型も含む）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
障害福祉関係	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム
生活保護関係	救護施設

※ 医療みなしは除く

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、次の表の検査の対象となる場合の欄に掲げる場合において、同表の検査対象者の欄に掲げる者を対象として、本人の希望に基づいてPCR検査等を受検させる事業。

検査の対象となる場合	検査対象者
右欄に掲げる者について、症状はないが、次のいずれかに該当し、施設内に新型コロナウイルス感染症を感染させてしまうことに不安がある状況にある場合 ① 感染の疑いのある者に接触した可能性	補助事業者の運営する施設で当該施設が提供するサービスを受けるために、当該施設に新規に入所する者（以下「新規入所者」という。）

がある。	
② 違和感を感じている。	

2 補助事業として実施するPCR検査等は、陽性が判明した場合に発生届を提出する医師が確保されているものでなければならないものとする。

(補助金額の算定)

第5条 補助金の交付額(以下「補助金額」という。)は、PCR検査等1件につき、次の表の補助対象経費の欄に掲げる補助対象経費の実支出額に同表の補助率の欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、15,000円とを比較して少ない方の額とし、1件ごとのPCR検査等に係る補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率
検査料金、検体の郵送・配送料、検査に要する診療費(陽性が判明した際の診療費を含む。)その他のPCR検査等を受検するために必要な費用	10/10

(他の補助制度の優先)

第6条 補助対象経費について他の補助制度による補助を受けることができる場合は、当該他の補助制度を優先させるものとする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第7条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)によるものとする。

(交付の請求)

第9条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付決定取消通知書(様式第4号)によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金返還命令書(様式第5号)によるものとする。

(書類の保管等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付に関し、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行し、同日以降に実施され、かつ、令和3年3月31日までに提出された検査費用補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)により市長へ報告がなされたPCR検査等に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月8日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条の表中高齢福祉関係の項目において追加された生活支援ハウス、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス及びミニデイ型通所サービスについても、令和2年11月30日以降に実施され、かつ、令和3年3月31日までに提出された検査費用補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)により市長へ報告がなされたPCR検査等に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の「千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付要綱(以下「新要綱」という)」第5条第1項第1号の規定は、この要綱の施行日以後、令和3年3月31日までに検査費用を負担した補助事業者への補助金に適用する。
- 3 新要綱第3条、第4条第1項第2号、第5条第1項第2号、第6条のただし書き規定は、令和3年3月1日以後に申込みを行った行政検査に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後に検査費用を負担した補助事業者への補助金に適用する。

様式第1号

千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

所在地

法人名

代表者職氏名

印

千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円
事業の目的及び内容	(1) 事業の目的 新型コロナウイルス感染症の感染を予防する。 (2) 事業の内容 症状はないが新型コロナウイルス感染症を施設内に感染させてしまうことに不安がある <u>新規入所者</u> を対象として、本人の希望に基づいてPCR検査等を受検させる。
添付書類	(1) 補助事業実績報告書(様式第6号-1及び第6号-2) (2) 受検したPCR検査等に要した費用を証する領収書等の写し

※ 複数の事業所の分をまとめて申請する場合は、事業所ごとの必要書類(添付書類(1)、(2))を提出してください。

様

千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金について、交付決定を行うとともに補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金交付申請額	円
補助金交付決定（確定）額	円

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

所在地

法人名

代表者職氏名

印

年 月 日付け千葉市指令 第 号により確定のあった千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付請求額	円
添付書類	(1) 振込先口座の通帳の表紙の写 (2) 振込先口座の通帳の見開きページの写 ※口座名義(カナ)が記載されているページ (3) 委任状(「法人名称及び法人代表者名」または「法人名のみ」の口座 以外は必要となります。)

様

千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

## 千葉市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助金の確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

## 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。